

4

アフターケアとは

アフターケアとは、労災保険の社会復帰促進等事業の一環として、被災した労働者の労働能力の維持を図り、円滑な社会生活への復帰を援助するものです。

具体的には、せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等、慢性肝炎等の傷病にり患した方に対して「治ゆ」（症状固定）後においても後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れがあるので予防その他保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給などを実施しています。

このアフターケアは、被災労働者からの申請に基づき都道府県労働局長が交付する「健康管理手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、多くの労災保険指定医療機関に提示することにより無料で受けることができます。

なお、アフターケアの対象者は次表のとおりです。

対 象 傷 病	対 象 者
せ き 髄 損 傷	せき髄損傷者であって原則として障害等級第3級以上の障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
頭頸部外傷症候群等	頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛にり患した人で、原則として障害等級第9級以上の障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
尿 路 系 障 害	尿道狭さくの障害を残す人または尿路変向術を受けた人で、障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
慢 性 肝 炎	ウイルス肝炎にり患した人で、障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
白内障等の眼疾患	白内障、緑内障、網膜剥離、角膜疾患、眼瞼内反等の眼疾患の傷病者で、原則として障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
振 動 障 害	振動障害の傷病者で、障害補償給付または複数事業労働者障害給付を受けている人または受けると見込まれる人
大腿骨頸部骨折および股関節脱臼・脱臼骨折	大腿骨頸部骨折および股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者で、原則として障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
人工関節・人工骨頭置換	人工関節および人工骨頭に置換した人で障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
慢性化膿性骨髄炎	骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した人であって、障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人

対 象 傷 病	対 象 者
虚血性心疾患等	(1)虚血性心疾患にり患し、原則として障害等級第9級以上の障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人 (2)ペースメーカーまたは除細動器を植え込んだ人で、障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
尿 路 系 腫 瘍	尿路系腫瘍にり患し、療養補償給付または複数事業労働者療養給付を受けている人で、その症状が固定したと認められる人
脳 の 器 質 性 障 害	外傷による脳の器質的損傷、一酸化炭素中毒(炭鉱災害によるものを除きます)、減圧症、脳血管疾患、有機溶剤中毒(一酸化炭素中毒(炭鉱災害によるものを含みます。))を除きます。)に由来する脳の器質性損傷が残存した人で、原則として障害等級第9級以上の障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
外 傷 に よ る 末 梢 神 経 損 傷	外傷により末梢神経を損傷し、症状固定後においても末梢神経の損傷に起因するRSD(反射性交感神経ジストロフィー)およびカウザルギーによる激しい疼痛が残存する人で、障害等級第12級以上の障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
熱 傷	熱傷の傷病者で、原則として障害等級12級以上の障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
サ リ ン 中 毒	サリン中毒によって療養(補償)等給付を受けていた人で、症状固定後においても縮瞳、視覚障害、末梢神経障害、筋障害、中枢神経障害、心的外傷後ストレス障害等が残存する人
精 神 障 害	業務による心理的負荷(通勤災害に伴う心理的負荷を含みます。)を原因とした精神障害により療養(補償)等給付を受けていた人で、症状固定後においても、気分の障害、意欲の障害、慢性化した幻覚性の障害または慢性化した妄想性の障害、記憶の障害または知的能力の障害が残存する人
循 環 器 障 害	(1)心臓弁を損傷した方、心膜の病変の障害を残す人または人工弁に置換した人で、障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人 (2)人工血管に置換した人
呼 吸 機 能 障 害	呼吸機能障害を残す人で障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
消 化 器 障 害	消化器を損傷した人で、消化吸收障害等を残す人または消化器ストマを造設した人で、障害(補償)等給付を受けている人または受けると見込まれる人
炭 鉱 災 害 に よ る 一 酸 化 炭 素 中 毒	炭鉱災害による一酸化炭素中毒で療養補償給付または複数事業労働者療養給付を受けていた人

この記載内容や詳細についてご不明の点がございましたら、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。